

舞鶴市人事行政の運営等の状況

平成24年10月

舞 鶴 市

人事行政の運営等の状況の公表について

この報告書は、舞鶴市における職員の任用や給与、勤務条件等の状況を広く市民にお知らせすることにより、本市人事行政の透明性を高め、その公正性の一層の確保を図るため、「舞鶴市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき公表するものです。

－ 目次 －

1 職員の任免及び職員数に関する状況	1
（1）部門別職員数の状況.....	1
（2）職員の採用・退職の状況.....	2
（3）年齢別職員構成の状況.....	2
（4）職員数の推移.....	3
2 職員の給与の状況	4
（1）総括.....	4
（2）一般行政職給料表の状況.....	5
（3）職員の平均給与月額、初任給等の状況.....	5
（4）一般行政職の級別職員数等の状況.....	6
（5）職員の手当の状況.....	7
（6）特別職の報酬等の状況.....	10
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	11
（1）勤務時間の状況.....	11
（2）休暇の状況.....	11
4 職員の分限及び懲戒処分の状況	13
（1）分限処分の状況.....	13
（2）懲戒処分の状況.....	13
5 職員のサービスの状況	13
6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	14
（1）研修の実施状況.....	14
（2）勤務成績の評定の概要.....	14
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	15
（1）職員の健康管理・職場環境の状況.....	15
（2）公務災害の状況.....	15
（3）共済組合事業の状況.....	15
8 公平委員会の業務の内容	15
○ 舞鶴市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針	16

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況

職員数については、全庁的に事務事業の見直しや業務量に合わせた職員の適正配置、業務の委託化等を行い、適正化に努めております。

(単位：人)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数
		平成23年	平成24年	
一 般 行 政	議 会	7	7	0
	総 務	139	142	3
	税 務	39	38	△1
	労 働	1	1	0
	農林水産	33	33	0
	商 工	22	22	0
	土 木	75	76	1
	民 生	147	139	△8
	衛 生	54	57	3
	小 計	517	515	△2
特 別 行 政	教 育	51	51	0
	消 防	124	126	2
	小 計	175	177	2
公 営 企 業 等	病 院	67	55	△12
	水 道	41	42	1
	下 水 道	39	39	0
	そ の 他	40	42	2
	小 計	187	178	△9
合 計		879	870	△9

(注) 1 各年4月1日現在の人数です。

2 職員数は一般職に属する職員数です。

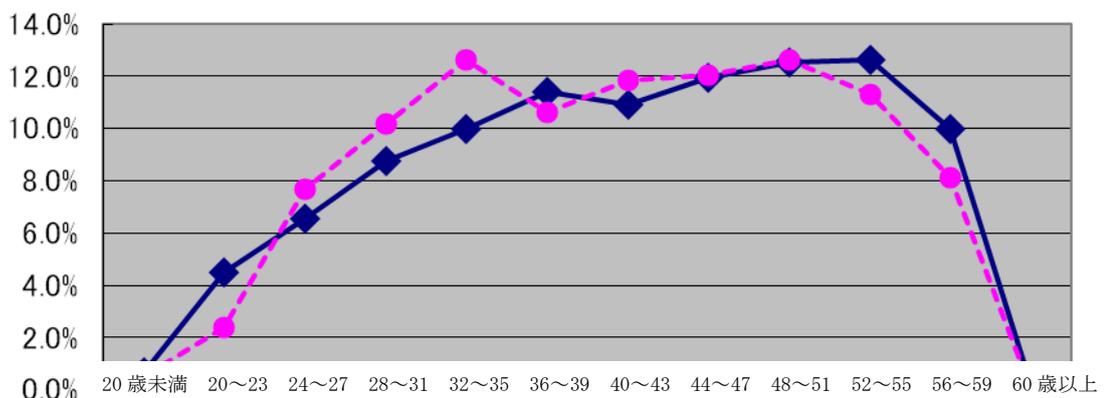
(2) 職員の採用・退職の状況

(単位：人)

区 分	採用	退職
	(平成23年4月2日 ～24年4月1日)	(平成23年4月1日 ～24年3月31日)
一般事務職	18	16
保育士	2	4
土木技術職	1	3
建築技術職	0	0
保健師	2	0
管理栄養士	1	1
調理員	0	0
その他技術職	2	1
学校給食員	0	1
技労員	0	1
消防職	5	3
医療職	0	10
合 計	31	40

(3) 年齢別職員構成の状況 (平成24年4月1日現在)

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数 (人)	6	39	57	76	87	99	95	104	109	110	87	1	870



◆ 平成24年4月1日現在の構成比 ● (参考)5年前の構成比

(4) 職員数の推移

(人)

	区 分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	過去 5 年間の 増減数 (率)
普通 会計	一般行政部門	509	502	506	513	517	515	101.2%
	教育	78	68	55	51	51	51	65.4%
	消防	127	126	127	122	124	126	99.2%
	計	714	696	688	686	692	692	96.9%
公営 企業 会計	病院	88	85	73	70	67	55	62.5%
	水道	39	40	41	41	41	42	107.7%
	下水道	35	35	39	38	39	39	111.4%
	その他	36	36	38	42	40	42	116.7%
	計	198	196	191	191	187	178	89.9%
総 合 計		912	892	879	877	879	870	95.4%

2 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (H24. 3. 1)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	22年度の 人件費率
平成 23年度	人 88,508	千円 34,870,210	千円 1,400,566	千円 6,242,146	% 17.9	% 16.9

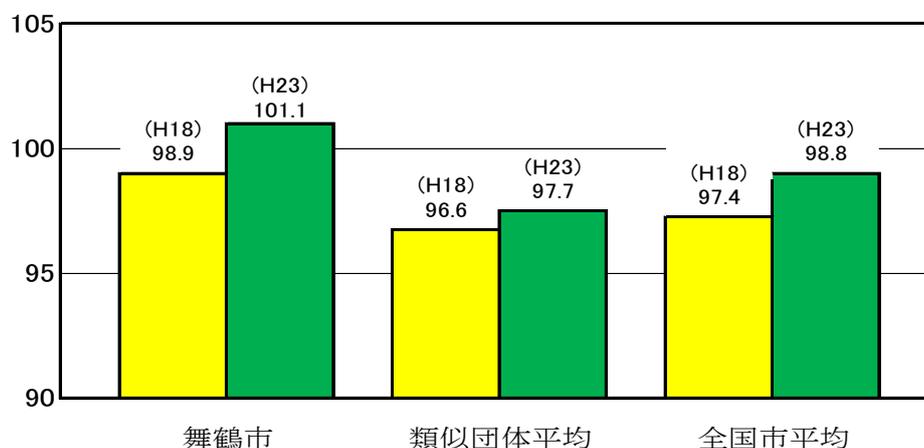
(注) 人件費には、一般職に支給される給与のほか、特別職に支給される報酬等を含みます。

② 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成 23年度	人 690	千円 2,721,973	千円 540,979	千円 988,577	千円 4,251,529	千円 6,162

(注) 職員手当には、退職手当を含みません。

③ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(2) 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

（単位：百円）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	1,356	1,858	2,229	2,619	2,892	3,206	3,662	4,130
最高号給の給料月額	2,437	3,078	3,547	3,958	4,266	4,408	4,682	4,937

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

（単位：円）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行政職	42.4歳	335,442	410,681
消防職	39.4歳	308,467	390,756
教育職	45.4歳	375,900	382,533

（注）平均給与月額とは、給料月額と諸手当の額を合計したものです。

② 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

（単位：円）

区分		舞鶴市	国
行政職	大学卒	172,200	172,200
	高校卒	140,100	140,100
消防職	大学卒	172,200	—
	高校卒	140,100	—
教育職	大学卒	192,800	—

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成24年4月1日現在）

（単位：円）

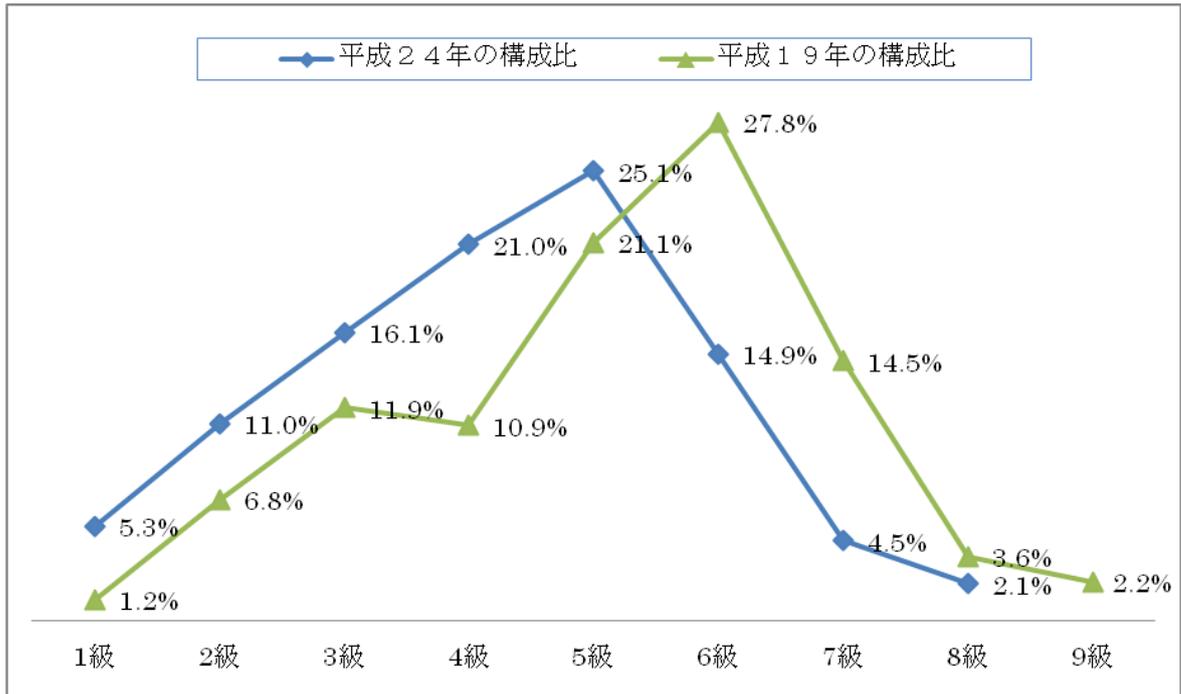
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般	大学卒	265,166	314,200	370,425
行政職	高校卒	214,600	275,300	324,600

（4）一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数 （人）	構成比 （％）
1 級	主事の職務	27	5.3
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を 処理する主事の職務	56	11.0
3 級	主査の職務	82	16.1
4 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を 処理する主査の職務	107	21.0
5 級	課長補佐、係長、主任若しくは総括主査の 職務又はこれに相当する職務	128	25.1
6 級	課長の職務又はこれに相当する職務	76	14.9
7 級	次長の職務又はこれに相当する職務	23	4.5
8 級	部長の職務又はこれに相当する職務	11	2.1

（注） 舞鶴市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。



(注) 平成20年度に9級制から8級制に変更しています。

(5) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（平成23年度一般会計決算）

舞鶴市	国
1人あたり平均支給額 1,433 千円	—
(支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分	(支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置： 有	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置： 有

② 退職手当（平成24年4月1日現在）

舞 鶴 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度	53.50月分	59.28月分	最高限度	59.28月分	59.28月分
加算措置	定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算)		加算措置	定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算)	
調整額	在職期間中の職務の級に応じ 加算		調整額	在職期間中の職務の級に応じ 加算	

③ 地域手当

地域手当は、平成21年度から廃止しています。

④ 特殊勤務手当（平成23年度一般会計決算）

支給実績	16,820千円	
支給職員1人当たり平均支給年額	100,119円	
職員全体に占める手当支給職員の割合	24.3%	
手当の名称	主な支給対象業務及び支給対象職員	支給単価
市税等徴収事務手当	市税、料等の徴収業務に常時従事する職員	月額 2,000円
社会福祉業務手当	生活保護世帯の査察指導又は訪問調査等の業務に従事する職員	月額 2,000円
行旅死亡人等収容手当	・行旅死亡人の収容業務に従事した職員 ・福祉事務所に勤務し、死亡人の収容業務に従事した職員	1件 10,000円
防疫等作業手当	・伝染病の予防救治業務に従事した職員 ・疫病媒介害虫防除のため薬剤散布の業務に直接従事した職員	1件 500円
犬、猫等死体処理作業手当	死犬、死猫等の処理業務に従事した職員	1件 1,000円
浄化センター勤務手当	浄化センターに勤務する職員	月額 5,000円
清掃事務所勤務手当	清掃事務所に勤務する職員	月額 5,000円
斎場勤務手当	斎場に勤務する職員	月額 30,000円
隔日勤務手当	24時間の交代制勤務の消防職員で夜間勤務に従事した職員	1当務 1,000円
火災等出動手当	火災、救急等により出動した消防職員	1回 500円以内

⑤ 時間外勤務手当（一般会計決算）

平成23年度	支給実績	270,866千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	496千円
平成22年度	支給実績	286,783千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	521千円

⑥ その他の手当（平成23年度一般会計決算）

手当名	内容及び支給単価	支給実績
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者： 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族2人まで：6,500円 ・配偶者がいない場合その内1人：11,000円 ・その他： 7,500円 ・16歳～22歳（特定扶養加算）：1人につき5,000円加算 	千円 87,641
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家居住者：家賃額に応じ27,000円以内 ・持家居住者：3,600円 	千円 41,238
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者：運賃相当額支給（最高支給限度額55,000円） ・交通用具利用者： <ul style="list-style-type: none"> 2～3km 2,500円 1km増すごとに600円加算（最高支給限度額55,000円） 	千円 41,641
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・部長級：給料月額16% ・次長級：給料月額14% ・課長級：給料月額12% <p>（注）平成16年4月1日から、管理職手当については、上記の額から5%減額中</p>	千円 81,297

（6）特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給料	市長 副市長	1,020,000円（918,000円） 840,000円（756,000円）	※ 現在、給料額の10%の減額措置を講じており、 （ ）内は、減額後の額
報酬	議長 副議長 議員	570,000円 480,000円 440,000円	
期末手当	市長 副市長 議長 副議長 議員	（平成23年度支給割合） 2.95月分	
退職手当	市長 副市長	（算定方式）	（支給時期）
		給料月額×勤続年数×100分の550 給料月額×勤続年数×100分の367 （注）給料月額は減額後の額	任期ごと

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

① 1週間の勤務時間 38.75時間

② 基本的な勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間
8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 休暇の状況

① 年次有給休暇

1年を通じ20日以内の年次有給休暇を取得することができ、その年に取得できなかった日数がある場合は、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

・市長部局等の職員の取得状況（平成23年）

年間平均取得日数	12.4日
----------	-------

② 育児休業及び部分休業

子を養育する職員の継続的な勤務を促進することにより、職員の福祉の増進と地方公共団体の行政の円滑な運営を図ることを目的に「地方公務員の育児休業等に関する法律」が制定されております。この法律により、子が3歳に達するまでの期間に育児休業及び部分休業を取得することができます。

・平成23年度中に新たに取得した職員数

育児休業	17人
部分休業	0人

③ 病欠休暇

職員が負傷又は疾病のための療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、診断書に基づき90日を限度とし必要最小限度の期間取得することができます。

④ 特別休暇

取得事由	付与期間
選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭	同上
骨髄移植のための骨髄液の提供	同上
職員のボランティア活動	1の年において5日の範囲内の期間
職員の結婚	10日間
職員の出産	出産予定日以前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）産後8週間
生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のための授乳	1日2回それぞれ30分以内の期間
職員の妻の出産	入院の日から出産の日後2週間を経過する日までの間における5日の範囲内の期間
小学校就学の始期に達するまでの子の看護	1の年において5日の範囲内の期間（対象の子が2人以上10日）
要介護者の短期介護	1の年において5日の範囲内の期間（要介護者が2人以上10日）
忌引	親族に応じ1日から10日間
夏季における盆等の諸行事	1の年の7月から9月までの間において3日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は損壊	7日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により勤務困難	その都度必要と認められる期間

⑤ 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等を2週間以上にわたり介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間取得することができます。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成23年度）

（1）分限処分の状況

（人）

処分事由	降任	免職	休職	降給
勤務成績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	4	0
適格性を欠く場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0

（2）懲戒処分の状況

（人）

処分事由	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	1	0

5 職員のサービスの状況

職員のサービスの根本基準は地方公務員法第30条において「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定められております。

具体的には、同法において職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止、営利企業等への従事制限などサービス上の規律を課しているほか、本市では、職員の公務員倫理の確立及び保持のための事項を条例において定めています。

・平成23年度 営利企業等への従事許可の状況

許可件数	主な従事内容
18件	民生児童委員、町内会長等

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況（平成23年度）

優れた人材の育成と職員や職場の意識改革・風土の改革を図るため、各種の研修を実施しています。

区分	主な研修名・派遣先等	受講者数
階層別研修	新規採用職員研修（前期・後期）、一般（中堅）職員研修、新任係長級職員研修、新任課長級職員研修、係長級職員研修、管理職研修	145人
専門・特別研修	行政講座（会計事務）、人権研修、公用車安全運転研修、公務員倫理研修、CS向上研修	1,142人
実務研修	外務省、内閣官房、旧軍港市振興協議会事務局	3人
派遣研修	自治大学校、市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所、京都府職員研修・研究支援センター、市町村職員等共同研修、京都府北部7市職員合同研修、近畿都市職員専門研修、JST指導者養成研修、近畿地区人権同和行政促進研究集会	97人
自主研修	通信教育受講費助成、自主研究グループ活動費助成	38人

(2) 勤務成績の評定の概要

職員の執務について勤務成績の評定を行うため、所属別に人事ヒアリング等を実施し、職員の能力や経験、勤務実績等を総合的に把握し、人事管理に役立てています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理・職場環境の状況

職員の安全と心とからだの健康保持増進を図るとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、「労働安全衛生法」に基づき、舞鶴市職員安全衛生委員会を設置し、定期健康診断や特殊健康診断などの各種健康診断や作業環境の整備、職場巡視などを実施しております。

(2) 公務災害の状況（平成23年度）

認定件数	内訳	
	公務災害	通勤災害
0件	0件	0件

(3) 共済組合事業の状況

「舞鶴市職員共済組合」を組織し、福利厚生事業等を行っております。

慶弔費等は、職員の掛金のみで実施することとし、「地方公務員法」に定める職員の健康増進及び元気回復を図るための福利厚生事業は、交付金（公費）と職員の掛金の割合を1対1で実施し、適正な事業運営に努めております。

- ・組合員数：870名（平成24年10月1日現在）

8 公平委員会の業務の状況（平成23年度）

業務の内容	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件

○ 舞鶴市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 技能労務職員の状況（平成24年4月1日現在）

- | | |
|----------|----------|
| ① 職員数 | 13人 |
| ② 平均給料月額 | 332,208円 |
| ③ 平均年齢 | 50.2歳 |

(2) その他給与に関する事項

技能労務職員の給料表は、「単純な労務に雇用される一般職に属する舞鶴市職員の行政職給料表」を適用しています。また、各種手当を「舞鶴市職員給与条例」に基づき支給しています。

なお、平成20年度から給与構造改革に取り組み、給料水準を4.8%引き下げています。

2 基本的な考え方及び具体的な取組内容

給与等については、従来から、国・府・他の地方自治体等との均衡を踏まえて、常に見直しを行ってきたところであり、今後も給料や各種手当の点検・見直しを総合的に進め、適正な給与水準を図るよう努めていきます。

また、職員数についても、事務事業の見直しや事務改革、事業の委託化等により、最小の人員で最大の市民サービスができるよう、効果的な定員管理に努めてきたところであり、平成18年5月には「舞鶴市集中改革プラン」を策定し、さらなる行政改革に取り組んでおります。今後も引き続き適正化に努めていきます。